

いわゆる湯桶読・重箱読について

山田俊雄

漢字漢語が日本語に与えた影響とその範囲については、既に多くの論考が公けにされ、今新しく論ずべき余地は大して残っていないように考えられそうであるが、巨細に観察すると、なお種々の課題が見出される。特に、時代別に精査して歴史的な展望を得ようという段になると、極めて不十分である。各時代の文章語、口頭語において漢語が固有語とどんな面で競り合い、どんな緊張をもつていたかという問題は、かなり漠然とした概括的な考察の下に、今後の解明を待つているといつて良い。

今、この小稿では、いわゆる湯桶読、重箱読の語の現象に範囲を限つて、漢字漢語の日本化の問題に考察を加えて見ようと思う。

湯桶読・重箱読という云い方は、漢字の読みかたの面を取

り上げて、語をその表記を読解する方式の面から規定する点、注意すべきものと思う。これらは、字音、字訓が一熟語の形式のうちに併存、雑糅するのであつて、その型としては、

(A) a 字音一 + 字訓一
 字音一 + 字訓二
 ……………

b 字音二 + 字訓一
 字音二 + 字訓二
 ……………

(B) a 字訓一 + 字音一
 字訓一 + 字音二
 ……………

b 字訓二 + 字音一
 字訓二 + 字音二

(C) a 字音一 + 字訓一 + 字音一

(D) a 字訓一 + 字音一 + 字訓一

等々

と、論理的には非常に多くの型が得られるのであるが、事實上、漢字を七つ八つ連ねて表記する熟語は、多くは存在しない。今、手近にある新村出氏編の「辞苑」によつて「ア」の部の初めの部分から、該当する語を抽出してみると、

藍棒 藍蠟 / 相駕籠 相客 相碁 相借家 相弟子
相殿 相版 相番 相奉行 相分 相棒 相役 / 間銀
間狂言 間服 / 合医者 合印 合縁 合拳 合性 合
図 合判 合紋 / 相對 相對死 相對事 相對尺 /
青箔 青雁皮 青金 青公卿 青磁 青地 青写真 青書
生 青錢 青大将 青茶 青電車 青道心 青二才 青女
房 青表紙 青瓢箪 青服 青本 青明礬 / 赤切符
赤具足 赤行囊 赤砂糖 赤字 赤新聞 赤大根 赤電車
赤福餅 赤帽 赤本 (以下略)

など枚挙するに遑ない程存する。極めて普通に、いわゆる湯桶読という現象があり、随つて、現代語において、熟語の中に「湯桶」の形式で読まれる語彙の多量なことは明瞭すぎるのである。重箱読について見ても、同じく「辞苑」でみると、

愛敬痘痕 愛敬毛 愛敬附合 愛敬紅 / 愛染隈 愛想
尺 曖味屋

など、湯桶読よりは量において少いけれども、列挙に苦しむことはない。

ここですぐ気がつくことは、湯桶読・重箱読という云いかたが指すところは、ただ漢字二字、又は三字以上の連結で表記される一語(多くの場合、複合語であるが)を、どうよむか、即ち音が上、訓が下の場合と、訓が上、音が下の場合を、極めて簡単に形式的に把えているにすぎない。その熟語自身がどうして成立したかということとは無関係の称である。しかしそれらが、表記される漢字を常に意識しなくても成立しうることは容易に考えられる。言語主体が、それらの語の表記の漢字の音訓をはつきり弁えつつ口に上せるものではないことは、たとえば

青写真 青表紙 青瓢箪 赤本 赤新聞

などの類で直ちに了解される。これらは元来上下通して字音で読むべき規範が立っていたのではなく、音訓雑糅というよみかた以外にその語形が考えられぬものである。したがつて湯桶読・重箱読という称呼は、その形式をもつた語の性質の分類としては必ずしも十分でないわけである。語彙論的な術語としては十分でなく、一方に文字論的な領域にまたがった云い方である。即ち、後に実例をあげるが、ある時代の有識者が、漢字二字又はそれ以上の連合した熟語は、全く音を以

てか、全く和訓を以て読むべき二つの形式を規範として立てつつ、それに合致しない通俗のよみ方を指弾したいい方なのである。その称は、その当代において意義のあることであつたかも知れないが、後の時代についても、拡張して用いるときは、音訓雑糅の熟語全体を覆うこととなり、不当な用法となるであらう。

それは更に、いわゆる宛字(当て字)をもつて表記する習慣のある語について見ても、漢字表記という仮面の故に、すべて漢語起原と思ひ誤る心理とながつている。又漢語めかそうという意図が露出してゐる場合も屢々あるのである。

右のように、湯桶説・重箱説という称呼は、いづれも、当該の語を表記する漢字にもとづいて、字音と字訓とを交ぜて読む事実に留意するという謂であつて、文字と言語との間に明瞭な区別の意識のない時代における称としては、語の構成に ついての理合が同時にこめられてゐると解すべきであらう。

その字音を漢語、その和訓を日本語とみるならば、混種語(Hybrid)の一種と云うことが出来る。固有語と漢語との間に起つた Hybridism は、この湯桶説・重箱説の語彙の上のみならず、もつと広く且深く観察されることであつて、今これらを混種と云うのみでは、やはり、歴史的にはレアリティを欠く説明の域を出ない。

固有語と漢語との間の混種の型は

(1) 和語 + 漢語

(2) 漢語 + 和語

の二類が基本的には見られる。そして夫々の上部、下部の連合の關係は、一般の複合語の語構成に見られる、すべての場合にあつたものと考へられる。上部・下部が、対等、主従、修飾被修飾、又は接辞語根・語根接辞等という關係を示しつつ、複合した全体は各品詞の語性を得るわけである。又更に文選説のような特殊な句にも観察される。湯桶説・重箱説がこのような語の上に現象するということは、たしかなことではあるが、しかし旧来の湯桶説・重箱説の称の前面にその混種という意識が存したかどうか、あるいは専ら漢字の音訓の対応にもとづく語の性質についての意識の稀薄ないい方であったかどうか、明らかにすべき課題となる。恐らくは純粹に觀察的に命名したのではなからう。これが小論の第一の論点である。

第二に、湯桶説・重箱説として形式的に一括出来る語彙の成立事情の探索。第三に、この現象の国語史上の意義。家父の「国語の中における漢語の研究」では、一往の整理を行っているが、音訓雑糅の点を明瞭に意識したこの称呼の意義を史的に論ずる立場も許されると思う。以下しばらく筆者の立場を述べよう。

二

凡そ、文字は言語との対応においてこそ、本来文字といひ

うるものであるということを認めなければならぬ。が、なお、文字はその形象性を有するということのために、具体的なことばと別箇に存在を主張しうるものである。言語生活の複雑化するに従つて文字はただ言語に隷属しつつも、しかし時あつては言語そのものに働きかけるものであると考えられる。言語過程説流にえば、文字は常に過程的構造をもつた言語的表現行為の一段階をなす書記行為であるに違いないが、しかし又、その書記行為を成立せしめるに足る形象の觀念としても考えられなければならない。又、よむ者の側からいへば言語記号の姿をとらえる唯一有力な可能性の象徴であるとするべきである。したがつて、文字という術語は、厳密にいへば「形象の觀念」と「書記行為」及び「書記行為によつて生産された形象の痕跡」等という多義を含み、論者はその間の弁別に慎重な配慮をなさねばならぬ。

特に日本語の場合、文字を論ずるにあつては、いわゆる漢字・片仮名・平仮名・ローマ字の諸方式があり、又それぞれについては書風・書体・字体・字形等諸種の区別を考えなければならぬが、それらが常に、その文字によつて表現せられる言語そのものと、言語の書記という文字機能の本質において聯関を保つとは限らない故に、屢々人を誤らしめることがあるのである。たとえば漢字について六書を説き、仮名について字体字源を論ずることだけが文字研究のすべであるかの様な文字論は、恐らく言語研究にとつて必須な

知識の一環としては存在しえたのであろう。「書」についてのド・ソシュールの立場を認め乍ら、言語の歴史的考察にあつての文字の位置は重要視されねばならず、又言語研究の手順としてのみ文字の位置を正しく措定するのみであつてはならない。即ち音声のみが言語の変化をもたらす要因ではないという、極めて素朴なテーゼに照らして明らかなことである。言語研究の手続をあやまらぬために必要なだけの文字論ではなくして、言語現象にくだり込んでいる文字、或は言語がその変化のモメントを仰いだ場合の文字をも論ずる立場こそ、言語研究の射程内に正しく文字を捉えることを可能にし、有意義ならしめる。

今、主題を考察するに當つて、先づ日本語との関係において漢字が如何なる性格のものであるかを原理的に明らかにしておくことは必要なことである。漢字は、幾種類かの系統又は体系として区別せられる字音と、日本語の各時代語の反映としてみられる訓とを表現しうる機能をもつ。そして日本語社会の慣習に従つて、語の全体又は一語の中の部分を書記するに用いられる。漢字の一字に対応すべき字音又は訓は単純にその字の音形式を、表わすものとのみは考えられないのであつて、それらは個別的な、具体的なあらゆる場合に、語又は語の部分に即ち大小の意味をあらわす単位と対応しているものである。従つて必然にそれらは語の意味又は語の意味の部分若しくは更に高次の意味表現に参与する。又その形象に累

加せられる諸種の視覚性は、言語表現を外的に効果あらしめ
場合が多い。即ち点画の大小・左右の釣合・色彩による強
調や特殊な配置等凡そ視覚に訴えるあらゆる方式が具体的文
字表現に随伴するのが常である。したがつて漢字が表意文字
と称せられることは、それ自身のもつ絶対的な性質、即ち表
語性のみには拠るものではなくして、いづれ文字である以上、
用法の上からみて仮名やローマ字との比較において、相対的
に、特に抽象せられた漢字の用法の一事について言われるこ
とである。従つて万葉集中に見られる

烏梅 孤念 乎等女

の如き場合は、漢字の形象觀念一々の表語性を、一字一音式
表音的用上に重ね合せた特殊な用字法であるが、ここで
は、明らかに文字の一つ一つの觀念と具体的表現に上せられ
た語の音形式とは別個に存しつゝ美しい対応を示して視覚的
言語表現の効果をあげている。時枝博士はかかる類を「部分
的表音表意」として一括せられたが、「表音表意の兼用」と
せられた、

倶楽部 混礙土 転歩 多葉粉 合羽 金米糖 襦袢
更紗

等の一類と同一の言語心理を見出し得るのであつて、博士の
言われる論拠においてはこの二群の間に截然とした区別は立
て難いものである。「表音表意の兼用」という事実の解明は、
「文字を過程的構造に於いて把握することと、主体が何を表

現しようとするかを文字の分類基礎とする立場」即ち「表音
文字・表意文字」の二分類を立てる立場において、必ずしも
十分ではない様に考えられる。「主体の表現意識を除外して
客観的に或る文字についてそれが表音文字であるか、表意文
字であるかを決定することが出来ない」ことは承認せられる
としても、「表音表意の兼用」といわれる現象は、過程的構
造の一段階である文字とは別個に、主体にとつては、いわば
外から与えられて、觀念的実在となつた文字形象と、それに纏
綿する慣習・言語の意味・音声との対応の觀念が厳然として
存することを物語るものである。

しかしながら、漢字一つ一つの形象についての觀念と言語
との対応は、漢字の形・音・義と具体的な言語との対応とし
て存在するのであつて、形は形としての一体系を保ち、音・
義は又夫々体系をもち互に対応しつゝ言語に対応するという
二重の対応関係が見られる。恐らく漢字輸入の当初において
は、字音はそのまま日本語中の一語として独立の存在を主張
し得なかつたであろう。その故にこそ、漢字の三要素として
形音義が鼎立せざるを得なかつたのである。しかし今日の日
本語の状況からみると、字音は、既に漢字の形から離れても
固有語(或は訓)と同様に、語として熟してしまつてゐる。こ
の点は、漢字漢語の問題について考える場合極めて重要な歴
史的変化としなければならぬ。筆者は上述のような視点に
拠つて、主題を考察しようとするものである。

さて、ここに取上げる重箱説・湯桶説とは周知のごとく又先にあげた例によつて知られる通り漢字二字（原理的には二字以上であつても該当する）の熟語の読みが音訓雑様という現象を呈していることを指すのであるが、重箱説・湯桶説の二つの場合の間の相違は、一往「音訓」「訓音」という反対の結合關係にすぎないと見てよいから、本稿では一括して取扱うことにする。語の構造上からは、いずれも前述の如く混種語という範疇に属するからである。ただし厳密を期するならば、單純に、一熟語内における音と訓との雜様現象としてのみ考えられないのであるから重箱説と湯桶説とは、そのいわゆる造語成分の性質の点からみて、區別すべき場合があることを考慮しなければならぬ。即ち、字音・字語の造語の力の活潑の度合のちがひがあり、上下いずれの位置に音・訓がどんな語性をもつてあらわれるかという点でも詳しくは差が見られる。それについては別の機会を待つことにする。

重箱説・湯桶説と近似した内容の用語として、百姓説という語がある。「遂行」をツイコオといい、「獐猛」をネエモオとよび、「蠱惑」をチュウワクとと見える如き場合がそれである。が、「矛盾」をホコトンと称した先輩があつた事は、今日「追加予算」「唯物論」と口走る議員諸卿の果して知る処であらうか。百姓説という語の用い様は、百姓という

語にまつわる社会階層間の侮蔑の意識をもつた嘲笑であつて、言語生活における漢字漢語の知識の貴重程度や、社会常識の質を計測する一つの標であるが、今日ではその様な批判を遙かに超越した現実の力強い流れがあつて、次第に故実も忘れられ、百姓説というものいいは、恐らくかなり無力なものとなつていると云つて良いであろう。文字についていえば、「宛字」という現象が非難されること、今日でもなお昔日の名残をとどめてはいるけれども、漢字全体が次第にいゆる表音の機能のみを保つように待遇せられる傾向のある現状では、重箱説・湯桶説のさすところが何かということなどは、緊急の問題ではあるまい。しかし重箱説・湯桶説は学者・儒家などにおいて世俗の、いわば無学な人々のことばを笑つたという点において、幕末明治以来の百姓説の称とほぼ同一の意識があると云いうるけれども、その成立の事情には尙明瞭に分れるところがある。

「重箱説」については、辞書は田宮仲宣の東陽子の一節のみをあげるのを例とするが、「湯桶説」についてはやや多くをあげている。元和板の下学集などの

湯桶文章
可笑

も一例である。古本節用集の類で手近なものによると、

湯桶トウボク一ト字ハハハ説ニ云一字ヲハ音ニ云也此類甚多之（伊京集）

又、安原貞室の「かたこと」の如きは、特に「湯桶言葉」の一項を設けて、

一 夜咄はわろし。夜は声にて。咄をよみによふによりなり。よばなし／はよし。

万是に准へて知べし。夜話といふはよきこと葉とぞ。

但又湯桶こと葉にて。結句よきが待るものなり諍ふべからず。

と述べている。そして外に

夜盗 手者 手便 手燭 楽寝 古京 さきげつ(前月)

生糸 金具 関所 満更 丸盆

の例をあげ、又別項(同書巻三 四オ)に

一 死人を。しぶとといふはわろし。しびとはよし。死はよ

みもこゑも同じければ湯桶言葉にても是等は苦しからざる

なり。摠而よみと声と同じ字おほし

公文 菊 蘭 丹 蟬 銭 死

是等はよみも声も同じ也

右によつて室町末期・江戸初期における「湯桶読」が主として

学者文人間に、如何に考えられていたかを推測しようと思

う。注目すべきことは、湯桶言葉が、規範的立場からみて俗

語・世話であつて、是非面様であると認められた点である。

而して今、下学集の撰者(一東麓破衲を東山建仁寺の住僧と考

えて)、節用集の編者(一諸説あり、古本節用集の諸本全牀に對して

唯一特定の編者を挙げ得るとは思われないが)、更に末流節用集

の訂補に従つた人々、及び安原貞室の生存年代や、その言語

上の素養を一括することは事態を明瞭に分析しえない憾を遺すけれども、一往当代の有識者と考えて大過ないと思う。

貞室の言う処を細かく見ると、「但湯桶言葉にて結局よきが待るものなり諍ふべからず」という点は、少くとも、現象

に對する当代の言語生活者としての偽りのない感覚であると

認めてよいかと思う。即ち音訓雑糅は雅語・標準的表現の本

則に背くとはいいい乍ら、なお湯桶言葉の自然さを一方に認め

ないわけには行かぬということである。従つて湯桶文章とい

うテーゼと背馳しない範圍で一步をゆるめるとさえ見られ

れよう。貞室が国語史的展望を正確に有していなかつたこと

はむろん致し方ないことであつたろうが、既にかなり古くか

ら、この種の湯桶言葉乃至重箱読の言葉が存在し、且それが

一般社会で公認されていたことに改めて批判を加えた迄であ

る。しかし事實はもはや諍うべからざるところにまで達して

いたのである。「国語の中に於ける漢語の研究」に家父の指

摘するところでは、倭名類聚鈔卷三居処部門戸具の

概 唐韵云概音厥俗云中巾子形 云々

などが重箱読せられる語の古き例である。つけ加えるならば

同書卷二疾病部の

癩 音銭加佐

の如きももし二字で記されていたならばそれとしてよいかと

思う。今、平安朝末より院政期にかけて成つた色葉字類抄を

当代の国語中の標準的語彙として仮に認めるならば、その中

にふくまれる語の分析は、極めて杜撰な方法ながら、本稿には助言を与えるところがある。抛る処、三巻本で前田家本を主とし、補うに黒川本を以てした。

この色葉字類抄から拾い上げられる音訓雑糅の語をあげる

○ 鑄師イモシ

(イモノ師と考えれば該当。手しなどの如き「し」を「為」の連用形と考えれば除外するのが穩かであろう。しかし文字の面のみをみれば、語源意識又は造語成分に対する顧慮から当時既に音訓雑糅の語であると考えられていた事を示している。)

○ 稻機イナギ

懸稻木之 (濁音の声点は、今便宜上、平声、上声もすべて現代語式に去声の位置に直し、清音の場合は省略。この語と同じ字面の語を土屋喬雄氏は日本經濟史概要中、イナハタと

読んで居られる。それは類聚三代格中の承和八年閏九月二日の太政官符からとられたと覚しいが、宇津保物語などに、同じ農器具をハツキ、ハタ、ハサという事実があるのを認めてもなおイナハタの訓には疑を存すべきである。現代方言として、東条操氏の編著では福井、京都、但馬、鳥取、愛媛周桑にイナキがあることが報告せられている。これも、仮にイナハタ↓イナキであるとしても、又イナキ(稻木)↓イナギであるとしても、文字面に関していうところの湯桶言葉の称に一往は該当するであらう。)

○ 博打ハクチ

(平安朝文学に屢々はくちとして表れる)

○ 宝倉一云神殿

保部地儀付。このところ、倭名抄と一致する。

而して、これは、垂仁紀八十七年二月にみえる神庫の訓保玖羅と一致するので、固有語であり、寶倉は

一種の宛字であらうから嚴密には該当しない)

○ 布穀鳥ホコトリ

○ 品態ホウワサ

(保部疊字付。前田家本品にのみ声点がある。しかし、もと「本駄」などから出たことば、又は品態をよみあやまつたかとも思われる)

○ 布師ヌノシ

(鑄師と同様の事を考うべきである)

○ 紙銭カミセニ

(本来、セニは銭の字音から来たものである。カミについても字音説があるが、今、類聚名義抄に「紙音只古幣」又本書師部に「紙銭シセン」とあるのを参看しつゝ、紙の音をシ、訓をカミと考えれば、該当の語と解せられる。たゞ銭については当時既に音セン訓セニのごとくに解せられていたとも思われるので疑問である。)

○ 連銭馳レンセンシアケ

○ 棟淡アフチタン

(阿部雜物付 「淡」は「淡」の誤であらう。棟は色について云つているのであらう。)

○ 青瓷アヲシ

(阿部雜物付) ○ 白瓷シヲシ (之部雜物付)

○ 蜜蜂ミチハチ

(美部動物付。本書波部に蜂ホウとある。)

○ 三衣匣サンエハコ

(佐部雜物付)

○ 読食ソクイヒ

(曾部雜物付。大言海など、音訓合字の語として正に重箱読に該当する如く云うが、宛字ではない

か)

○ 内侍所ナイシトコロ

(那部諸社付。)

○ 武者所

(無部官職付。黒川本、このところに音訓を記していな

いが、前例にならつてしばらくこゝに入れておく。)
○屋賃ヤチン (野部疊字付。これと似た形で、駄賃タチン、運賃
ウンチンが何れも資用分に分類せられてある。)

○警固屋ケイコヤ (計部地儀付)

○鎌子ケコ
家口也

(計部人倫付。この語は、竹取物語、伊勢物語等に
見える「けこ」と同じかと考えられるが、従来は必
ずしも鎌子を人倫門に属すべき語義を有する語とは
考えていなかった。本書同部人専門には

鎌ケス 朝一ター とあつて、鎌ケは字音語とすべき傍証
がある。類聚名義抄によれば、

饗鎌谷正康氣反 以牡一或 鎌ケコ。この鎌ケコ
を、食子又は食籠として、伊勢物語の「けこ」を食

器とするのはいかがかと思う)

○鮫魚居コツヲ 乞魚同 (口部動物付)

○疊笠テウカサ (且部雑物付。)

○寺主テラシユ (且部官職付。テラを寺の訓としたのは、不必要
かとも思うが本書で之部疊字に寺家を採録している
ことによつた。もと梵語であつたにしてもその考え
は日本語化した後、本書の時代には生きて居なかつ
たであらう。)

○棧敷サンシキ (佐部地儀付。本書に、このところの次に仮床・
狭敷を同じくサンシキと訓しているが、棧はあてた
る字かと思う。)

○為術 資用部
セムスツ

○為方 方略ト (分の略字)
セムハウ

(この二語は世部疊字付に見える語であるが、複製
の前田本で、この二語の前後は殆どすべて声点が施
してあるに拘らず、これらには声点がさしてない様
に見える。したがつて前者の仮名セムスツはセムス
ベなどの誤りと考えられなくもない。が、疊字にし
て、全く訓によむ語は、本書は、その門の末尾に掲
げるのが例であるのに、この語は疊字門の途中のこ
とでもあり誤りとすることも、武断にすぎない。為方
セムハウは、この限りではやはり、こゝに該当する
ものとすべきである。字体の点でも、疑いなく「為」
の字である。)

大体右の如きものが、重箱読・湯桶読の語である。尙、解釈
の差違によつて、たとえば、御隨身ミスイシンのごとき、接
頭語の附加せられた漢語をも、又竹生島チクフシマのごとき
も加えることは慣習上重箱読・湯桶読の語の概念から外れる
ので省いた。(竹生島は、又注に生字或本用夫字とあるが、とにか
く固有名詞は一般に省いておく。)又、この時代の具体的な言語
において、もつと多くの語が該当するものとして存したであ
らうことを想像するに難くないが、その観察は別途に行う用
意がある。(たゞし、それらは、この色葉字類抄のごとく漢字に対
して音訓の注記を伴わない場合が普通であり、仮名書きの例も亦必

ずしも多くない故に方法的に具象化することが容易ではない。

さて、右に指摘した諸例において、熟語をなす成分の上下について、音訓の排列を見るに上下に音・訓の順をもつ重箱読式のもの

博打 (宝倉) 品態 蜜蜂 (統飯) 簾子 乞魚 曇笠
(棧敷) 布穀鳥 連銭馳 三衣匣 内侍所 武者所 警固屋

で、他は、これと反対関係の湯桶読の語である。そして、その中の字音の部分と、訓の部分との均衡をみると、その一字音の語は、大体において独立しても一語として用いられたものの様である。今同じ色葉字類抄中に、漢字一字で表記せられ且字音である語を観察するに、煩をさけて一々挙げないが、四百を算しうる。そして

師 銭 蜜 賃 方 術

をふくんでいる。このような例は、字書・辞書以外の具体的言語資料からなお多くを加えることが出来る筈であるが本稿には省く。

次に少し時代的に離れるが元和版下学集から、重箱読、湯桶読の語を挙げると、

切符 割符 佗人 落胤腹 台所 店屋 湯桶 瓶子壺
憑子 相凶 骨柄 重藤 襖障子 衝立障子 追躰 茶桶
調度懸

などである。又節用集で仮に伊京集をとると、

井磧 鑄物師 何篇 何辺 馬場 鉢叩 鉢卷 荷物 外
様衆 年寄衆 筒丸 斗概 茶磨 茶壺 茶節 陣替 塗
子 合掌 若党 香合 懸盤 蚊帳 唐納豆 階楯語勢
台所 鷹上 団子 憑母子 衝立障子 步障子 頭切 直
礼 乱杭 乱概 落胤腹ノ子 薄様 虚蒲 野武士 検見
襖障子 分捕 虎口 紺搔 小性 骨柄 店屋 手棒 曇
楯 手代 相凶 相生 座敷 棧敷 際目 猿棗 割符
支状 差凶 切符 結桶子 結鉢 湯桶 弓断 師趨 重
藤 鬘柳 千駄櫃 勢揃 勢揃 切羽 勢遣 勢賦 透廊
白人 角帽子 高麗縁 高檀紙 他免衣 立烏帽子 連銭
駱 殿上人 調渡懸 木鋒
天正十八年刊節用集では、

否応 何幹 入破 葉武者 通入障子 取分 十方 定使
重箱 塗土 塗籠藤 糠味噌 若衆 辛子 柑子栗毛 片
便宜 台盤所 立具 統飯 摠煩 統勢 内侍所 何篇
棟別 馬廻衆 沽券 (九卿殿上人) 医師 癡兒所 会下
傘 殿上人 調渡懸 蝶番 手著 手間賃 明障子 京和
童 目棒 時分柄 膳棚 干朶卷 摺糊
を加えることができる。饅頭屋本では

遁世者 伴衆 筒木 同志軍 茶桶 定詰 陣取 陣詰
陣払 樂屋 香筋 形儀 鷹匠 民大工 極棒 詰番 梨
地 宇立 雲綱縁 組師 八撥 夫丸 薦僧 小鬘 手本
手交 手拍子 相对 切補 結桶師 召具 御台 官仕

眉目 御殿 庄屋 白拍子 檜物師 檜皮師 日養 火鉢
 細茶壺 檀盆 相障子

易林本(慶長二年平井休与版)では

今様 絆切 番代 毒絶 重棚 糠針 唐紙師 強張 隠
 架 上無調 合処 空義勢 裏筒 裏具足 繼瓶子 詩陣
 閉論議 閉問答 津料 念比 何年 何月 蠟紙 蠟色
 無口 請人 逸足 大様 大勢 鎖筒 口器量 山隘 時
 画師 幕串 劍鏃 劍首 曆博士 五葉松 茶筥
 碁石 刻付 手者 手便 相姓 雜屋 探題 氣遣 讓状
 味噌炙 味噌瀝 獅子首 鹿間紺 獅子舞 下無 引両
 (引入合子) 筋隔子 摺糊鉢 助勢 助番

などを新たに加えている。ただし、後代のものが、すべて前代書の語彙をそのまま継承しているわけではない故、絶対数の増減については言及を差控えなければならず、又これらの辞書の性質からみて、全部が全部口頭語であるとか、一般人のものであつたとかいう点は断言し得ない。

右の易林本節用集は慶長二年刊であつて、なおいわゆる室町末期に属する。

これらはそれぞれの字書の採録語の絶対数が異なるとは別に、次第に増加する傾向を予想せしめるものがある。無論、ここでは数字にもとづく、十分な論を立てるわけにはゆかないけれども、近世に入つて次第にその数をましたであろうことは考え得べきではなからうか。それらのものは本来は實際

の具体性を有した言語表現から抽出して来たものであつて、その抽出の基準と、それに用いられた資料が不明確という難点があるが、ここで今、唐突であるが、別の資料、手近なところ西鶴本の中からとつて参考資料としてみよう。好色盛衰記についてみると、

小判 大勢 棧敷 楽寝 撥音 隠居銀 女郎買 傾城町
 揚銭 前巾着 花代 広座敷 名代 相自慢 手拍子 帥
 中間 惣釣 女郎町 不断着 寝道具 二代目 座持 太
 鼓持 花車事 小天神 紙代 婦女郎 唐人寺 代参 京
 帰 芸子 鬢水 念比 風呂敷包 寵取坊 土手 世捨坊
 機嫌取 吞自慢 利借 敷金 悪所金 一代男 革細工人
 惣買 連判銀 花色緋子 鶯 茶 京道 荷物 其方 取
 沙汰 俄大臣 逆鬢 天目酒 諸分 新町 俄後家 買徳
 相場 座付 郡内嶋 新川 千日寺 若世帯 墓坊主
 芭蕉布 四五年前 闇大臣 男世帯 仙台屋 役日 中年
 寄 四年 両替屋 味噌屋 十六品 鬢付 紺屋 火用心
 蛸薬師 居宅 無理死

等々、まだ多くをあげるのであるが、煩をさけてこれだけにとどめる。右のほか、書言字考のいつているような、又安斎隨筆のいつているような、地名姓名の類を除いて考えてみても、明かに多いということがいえるではないか。なおこの本では漢語をかなのみで記した例も少くはなく、たとえば、くはれい くはんらく やうだい (詩歌) くはんげん (替)

らうそく かんじん のふれん びんぼう みちん脚

さんやう ねだん いだてん さんやう

これからみても漢字、漢語の一般の言語生活への浸透度を考
えてみる事が出来る。又、もし、漢字でかかれた漢語らし
きものをひろうとしたならば枚挙にいとまないほどである。

さて、それでは西鶴本のこのような傾向は他に求むればど
うであらうか、

寛永頃までの刊とされる祇園物語には、

年相応 位相応 時相応 (田嶋) 身肉 手本 紺屋 若

衆

があり、延宝八年版の「悔草」には

侍道 長雑談 合点顔 居所 云分 一季 手作 相客

雑煮 樽代 石大工 雄黄 打死 仏具 香花

溯つて寛永十五年の清水物語には

日用 其方 十方 座敷 薪奉行

などが採取できる。これらは、すべて、漢字二字以上つづけ
てかかれた例のみによつたのであつて、仮名でかかれたもの
はとらなかつたのは、便宜によつたまでである。

こうして考えてみると、湯桶説・重箱説せられる語は、そ
の性質が一種でなく、多様であることがほほ明かになると思
う。

一、いわゆる「宛字」をもつて書かれた語

二、本来、造語の仕方において、字音十訓又は訓十字音の

形式をとる語

三、本来漢語で、字音のみにてよまるべき語の誤つて、又
は習慣的に音訓雑糅になつた語

大ざつぱに云つて右の三つになるであらうが、実は、この三
項夫々、それに属する一語一語についての歴史的な根拠を明
かにせねばならないのであつて、右のような現象があるとす
れば、これは、単にその語の漢字表記の局限された場合のみ
ならず、「語形」の変化にもなることであり、同時に他の同
類の語との相関々係へ変化を与えることであるから、かなり
興味ある問題をなげるものとみてよい。

これについては、更に後で実例をあげて説明を加えるが、
ここで臆測ではあるが、湯桶説・重箱説の近世に近くなり近
世に入つてから殖えることについての一往の考えをのべてみ
たいと思う。

一つは、漢字使用の一般化のあらわれであると見られる。
平安末院政期の色葉字類抄というような字書はいわば全くの
教養階級の所有であり、恐らくは庶民との連関はあまり考え
られないであらう。そして、そこにみられる漢字についての
知識は、井然たる秩序の下にととのえられてゐる事自身が物
語つてゐるように、万人の日常の言語生活への浸透を示して
いない。

下学集や、古本節用集といえども、どれほどの民衆への接
近があるかわからないし、又辞書である故にその所収語には

自らの限界があるからむしろ不明というべきであるが、西鶴本や、その前後の仮名草子の類には、比較的漢字使用が目立ち、そこにはふりがなの使用がはなはだしく、きわめて皮相的にはあるけれども、漢字使用の一般化、いいかえれば、版本の流行とか世情の安定というような事情から又一方、民衆における経済力の蓄積というような外的な事情によつて、民衆の言語生活の中の、文字使用のチャンスの多くなつたことを物語るのではないだろうか。これはほんの予想であつて、むしろ、ここに問題を提起して今後の研究に委ねたいと思ふ。

二つには、これら湯桶説・重箱説の語の中、民衆の誤りにもとづく語が前代に比して多いとしたならば、それは、非難すべき、無字をさらけだしたのに違くないが、逆に、民衆が自ら文字を所有し、それによる文字や学問に参与してゆく過程を示しているものと考えてはいかがであらうか。つまり、湯桶説・重箱説しうるまで庶民は生長したのだといつてよくはないか。第三に、湯桶よみ・重箱よみせられる語の中誤りによつておこつた語が、それほど多くないとすれば、むしろ、「宛字」か、又は語構成自身が漢字音語十固有語ということになつてゐるにすぎないわけであつて、前者の宛字の場合、これは、宛字自身やはり一代前の言語生活の段階、或は当時の文字使用の階程を示すものであつて、やはり、漢字使用の一般化の証となしうるのであらう。つまりは、万葉仮名と、そ

れ以外のいろいろ雑多な漢字使用法が多く行われた漢字専用時代と比べて考えればわかりが早いと思ふのである。後者の場合とすれば、それは、既にいわれている如く、漢語の日本語化した姿であるが、しかし、ただ漢語が、日本語化したというだけではすまないものであつて、すでに、その漢語を表記すべき漢字からはなれても、一つの音形式に対して一定の意味といふほどのことばとしての成立が安定していたことを物語るものである。漢字を媒介にしないでも、字音のいくつものものは民衆の生活においてすら口頭の語であつたのである。さればこそ、先にあげた西鶴本のような、自由な音訓のコンビネーションが存在したのであり、随つて、冒頭にのべたように、漢字の字音・訓は、その対応すべき漢字に対しては、互に緊張する対立関係で、平等にならんでゐるといつたのであり、音・訓が一組になつて漢字に対応するということもありうるが、むしろ音・訓相並んでゐるとみななければならぬ。そして、音も訓も一語として、漢字をはなれて「語」でありうるような段階にさしかかつてゐるのではないかと思ふ。

しかも、この中でもなお、湯桶・重箱のごとき形式の語をうみ出す場合として、次にあげる二つの場合は一層複雑な事例である。

(一) 特別の配慮の下に宛字がなされる語の場合。下学集で

弓断 武家

遊端 公家
油断 出家

という一語に対する三つの表記の仕方は、典型的であつて、しかもその三つの区別が、漢字の一般的な表意の規範にもとづく語源説明をかねているのであつて、字書の記載のことであるから、実際に前二者の使用があつたことを別に考証しなければならぬが、簡単に、湯桶よみとして看過出来ない。宛字とはこのような場合、語に対する一つの解釈過程の表現の技術をふくむ、表記であるから、そうして示された語自身の音形式があつてその語の意味が示される外に、語構成、語源を分析的に同時に視覚印象に灼きつけるのである。しかし、「十方」のような場合をもふくめて考えるならば丁度、湯桶よみ・重箱よみとは対蹠的に、つまり表現者の立場において、音・訓の区別の觀念・漢字の形音義の三原則の觀念の稀薄な、いわば、漢字を音標的につかう使い方の固定した姿を裏からのぞくという關係に立つのである。しかし、このような、宛字が、漢字使用の秩序の上からいつて、あまりにもほしいままであり、個別的にすぎないことは、明かである。湯桶説・重箱説せられる語を、三つに分けた第一の中で、右の「宛字」せられた語は、文字とことばとの問題としては、むしろ、漢字の正字法という表記法上の問題によつてひきおこされる二次的な現象である。

(二) 第二に、本来の字音語が、音訓雑様に変化したと思われ

る場合の中、特殊なもの。一例として「田畠」をとつて見よう。細かい考証をここには省略するが、古くは「田畠」の形で行われていたと推定される。平家物語田斑山文庫藏本(現東大國語研究室蔵)の卷一吾身の栄花に

其外莊園田畠

とあり、同架蔵平仮名本(慶長十六年奥書本の写)も右の箇所を明かに「でんばく」とし、寛永七年刊版仮名本も「田畠」である。日葡辞書のごときものの記載も一致して「田畠」の語形をつたえている。「田畠」から「田畠(畑)」への移行は、「畑」の字を媒介にしたことも推定されそうであるが、とにかく今日、「田畠」の形は衰退したといふ。より古くは「たはたけ」「たはた」があつたが、色葉字類抄テの部疊字門に「田畠」とある。声点をさしてはなすが恐らくは「でんばく」の語形をもつものと解してよいであろう。そうすると「たはた」「たはたけ」とならんで「でんばく」があつたと考えられ、「でんはた」の発生は、恐らく単純な経過をもつものではなからうが、しかし「田畠」を中心にして考えるならば、「でんばく」から「でんはた」への移行といふであろう。近世初期の仮名草子や貞享元祿の頃の浮世草子にも「でんばく」としてしばしばあらわれるし、古文書の類でも同断である。

しかも、「畠」の字が「白田」の二合の字でいわゆる日本製漢字(国字)であるとみるならば、「でんばく」から「でんは

た」への移行は極めて広範囲な問題をふくむものといわなければならぬ。

かかる重箱読の場合は、上述して来た一般の場合、宛字の場合とは別個に考うべきで、「虎口」から「虎口」への転移のあいだにその語義が、次第に、城廓・防塞、戰場・非常の場合とかわつたのと対比される。

このような場合、これらの歴史的な事情は語構成の本来の形式によるのでなく、宛字にもとづくでもない、もつとも複雑なケースとして注目される。もしいうならばこのような場合こそ湯桶よみ、重箱よみとして非難されてしかるべき事情があつたといふべきであらう。

以上、要するに、湯桶よみ・重箱よみを手がかりとして、或は、漢字が、語形変化に一役を演じ、或は、語源解釈を表現し、又逆に語の解釈を制約し、或は、字に即して存在した語がはなれて、逆に別の表記にうつたりする現象が存在することをのべ、日本語表記における漢字が、その伝統の深く遠いことから、これを単に厄介な荷物としてのみ扱うべきではなく、むしろ、今後、文字論の歴史的な展開によつて、正しい認識に立到るべき、一つの方法をうかがつてみたのである。